

Title	Modality の意味論的考察 (序論)
Author(s)	寺村, 昇自
Citation	Osaka Literary Review. 11 P.31-P.45
Issue Date	1972-10-25
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/25712
DOI	10.18910/25712
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

Modality の意味論的考察 (序論)

寺 村 昇 自

I. 序

Modality (法性) とは, Kruisinga によると, 純粋な文法的手段によって表わされる, 話者の発言に対する心的態度をいう。英語ではこれを表わすために, (1) auxiliaries (助動詞), (2) verbal forms (動詞形), (3) word-order (語調), (4) intonation (音調) の4つの手段が用いられる。⁽¹⁾そして, 従来 modality の研究と言えば, (1)の助動詞の分析を意味することが多かつた。⁽²⁾近代・現代英語における助動詞は, 形態的には限られた種類しか示さないが (*can, may, will, shall*, 及びそれらの過去形, *must, ought to*), その意味, 用法は多岐にわたり明確に定義し難いものである。従ってこの方面の研究も多くの場合, 個々の助動詞の意味を semantic な立場から分類・記述することを主眼としているようである。それらは, いわゆる modal auxiliaries の意味論として貴重な価値を持つものであるが, ただ筆者が少し物足りなく感ずる点は, この modality という極めて心的 (mental) な言語現象が文の発話者の立場から十分捉えられていないきらいがあることである。⁽³⁾本論は speech act (発話行為) における speaker の意識・意図がどのように文の統語構造に反映されるかという観点から, modality という一見捉え所のない文法事象に切り込もうと試みるものである。このような主旨からして筆者は, 単に modal auxiliaries (法助動詞) のみならず *it seems (to me)* とか *I think (suppose, guess, etc.)* のような思考表現, 並びに performative な発話をも考察の対象に含めたいと思

う。

II. 記述と表現

記述 (Description) とは、毛利可信によれば、話者が言語外の事実・動作に対してコトバを与えることを言い、表現 (Expression) とは話者の心情を表出することを言う。⁽⁴⁾ 言語表現の上記の2区分は時枝誠記の言語過程説における「詞と辞」の区別におおよそ対応するものであろう。

ところで英語における, *it seems (to me)*, *I think (believe, guess, suppose)* 等々の語句は、話者 (speaker) の発話の意図に応じ、記述と表現の両面において機能するようである。以下、このことを少し考えてみよう。

(1) I think that Paul killed Mary.

上の文は、二通りの解釈が可能である。その第1の意味は、「Paul が Mary を殺したのだと私は考える」であり、*I think* なる部分は話者（この場合は *I*）が自己の思考活動を自意識的に記述しているのである。この場合、強調のために *do* を挿入することができる。

(2) "Don't you think I'm right?"

"Unfortunately," said Tuppence, "I do *think* you're right."

—A. Christie, *By the Pricking of My Thumbs*

この記述的意味における *think* は、1人称以外の主語を取った時、現在時制以外の *tense* を取る時、さらには *modal auxiliaries* 等に先立たれる場合はその記述性が明確になる。

(3) a. *He* thinks that Paul killed Mary.

b. She *thought* that Paul killed Mary.

c. I *must* think that Paul killed Mary.

d. I *want to* think that Paul killed Mary.

ところで (1) のもう一方の意味は、「Paul が Mary を殺したのだと思うんですが」といった具合で、その際の話者の発話の第一義的意図は「Paul が Mary を殺した」という命題を聴者 (hearer) に告知することである。であるからこの場合、(1) の文が発せられた同じ *situation* において 'Paul

killed Mary' と述べることも可能である。ただ 'Paul killed Mary' という、いわば、ナマの形で、すなわち、純粹の命題形式で陳述すると100%の主張力が発揮され、話者が婉曲にモノを言いたい時や控え目でありたい折はふさわしくない。次の例においてはこのことがさらに明瞭となる。

(4) *I think* I'd like to go home now.

(4)において *I think* が 'I'd like to go home now' の前に置かれる契機はそこにあるのであり、'I'd like to go home now' と言った時伴う表現力 (illocutionary force) を弱めることを目的とする。

さて、このように命題 (話者が本当に伝えたい内容) の外部にあって、かつ、聴者はその命題を受けとめるとき、受けとめ方にある種の影響を与える場合、*I think* は後続する文全体にかかり、それゆえに形式上その文のさまざまな位置に挿入され得る。

(5) a. Paul, *I think*, killed Mary.

b. Paul killed Mary, *I think*.

以上、動詞 *think* の記述的用法と表現的用法を見てきたが、この二用法の区別は他の思考動詞についても適用できよう。例えば

(6) It seems that Paul killed Mary.

については

(6)' a. It does seem that Paul killed Mary.

b. Paul killed Mary, it seems.

(7) I believe that Paul killed Mary.

については

(7)' a. I do believe that Paul killed Mary.

b. Paul killed Mary, I believe.

等々を考えることができる。

つまり、(6)'-a, (7)'-a, における思考動詞の機能は記述的であり、(6)-b, (7)-b におけるそれは表現的である。思考動詞が表現的に機能する時、それは 'speaker-now' (発話者—現在) に属する事項であり、話者の心情を直接表出するという点において一種の modality であると言えない

だろうか。

以下の例で考えてみよう。

(8) “You’ve thought of something,” said Tuppence accusingly.

“*I don’t think* I was thinking of *anything* at all.”

“Oh yes, you were. Has anything happened?”

—A. Christie, *By the Pricking of My Thumbs*

(9) “*I don’t think* I really like that woman’s teeth,” said Tuppence.

—*ibid.*

(10) “She had quite a good fur stole and a good quality coat but *I don’t suppose* you would have *any* personal use for them?…”

(Miss Packard の発言)

Tuppence *shook her head.* —*ibid.*

上記の3例文すべてについて、主節の not(n’t) は従属節から transport (搬送) されてきたもので、しかも I-think, I-suppose は表現的に機能していることがわかる。(8)について言えば、「何か考え事をしていたんでしよう」という、妻 Tuppence の批難を打ち消すために、‘I was not thinking of anything at all’ と話者は伝えたかったのである。I think は単に語調を弱めるために用いられただけで発言の実質的意味には何ら寄与していない。このことは Tuppence の次の発言 ‘Oh yes, you were.’ によって裏づけられる。(10)において、Tuppence が首を横に振ったのは、‘you would not have any personal use for them?’ という Miss Packard の質問に対して答えたからである。

ところで、このように話者の Object of Belief としての命題の中に元々否定要素 not が存在していて、それが発話の際 Propositional Attitude (命題態度)⁽⁵⁾ を表現する部分へ移送されるという現象は他にも見られる(変形文法ではこの変換を Neg(Not)-transportation と呼んでいる)。

(11) It is likely that they won’t win the game. . . .

(11)’ It is not likely that they will win the game.

(12) It is probable that John was not in the house then.

(12') It is not probable that John was in the house then.

ところが一方

(13) It is possible that John was not in the house then.

(13') It is not possible that John was in the house then.

(14) It is certain that John was not in the house then.

(14') It is not certain that John was in the house then.

において、(13)と(13')、(14)と(14')は同義ではない。(11)―(11')、(12)―(12')のような変換を認めない立場も成り立つであろうが、日常の言語生活においてはやはり(8)、(9)、(10)と同じような感覚で(11')、(12')も用いられているのではなからうか。話者が自己の Object of Belief (Belief の対象)を聴者に伝える時、その伝え方に手心を加えるのが modality だとすれば、(8)―(10)における思考動詞の機能と(11)、(12)の形容詞のそれとは同様であり、すなわち modality ということになろう。このように考えるなら、(13)、(14)における it is possible, it is certain は、命題成立の可能性に対する話者の判断を記述したものにすぎなくなるのである。

III. Tag-Question (付加疑問文)

さて、これ迄記述 (Description) と表現 (Expression) という角度から modality を考察してきたが、この筆者の分析を裏づけるために少し独立した資料を引用してみよう。

Langendoen はその著 *Essentials of English Grammar* において、“The Walrus and the Alligator” (セイウチとワニ) なる二人で行なうゲームを紹介している。⁽⁶⁾そこでは、「セイウチ」の役になる者が任意の平叙文を発し、「ワニ」になる者はその後適切な「付加疑問」を付けるという段取である。例えば

1. WALRUS: I like ice cream.

ALLIGATOR: Don't I?

となる。

Langendoen はアメリカで中学・高校の英語の教師を勤める46人の in-

formants に、86の「セイウチ」の発する文を与え、「ワニ」の役目をさせてその解答を調べた。それらの内、前節で考察した事項との関連で興味深いものをいくつか見てみよう。

42. W : I believe that Dr. Spock is innocent.
 A : Don't I? 36
 Isn't he? 10
43. W : Dr. Spock, I believe, is innocent.
 A : Isn't he? 43
 Don't I? 3
44. W : Dr. Spock is innocent, I believe.
 A : Isn't he? 38
 Don't I? 7
 Isn't it? 1
45. W : I don't think that Dr. Spock is innocent.
 A : Do I? 37
 Is he? 8
 Don't I? 1
46. W : Dr. Spock, I don't think, is innocent.
 A : Is he? 34
 Isn't he? 9
 *Do he? 2
 Do I? 1

Langendoen 自身は上記の42から46までの例を、parenthetical expression (挿入的表現)を含む文の、主語の判定の問題として受けとめ、次の様な comment を下している。

If we examine 42 and 45, we observe that only four-fifths of the respondents consider *I* to be the real subject and *think* the real verb of sentences that start off with *I think* and *I don't think*; the remaining one-fifth or so hold that the subject and verb of the subordinate clause are the real subject and verb in these sentences.

この「真の主語を *I*; 真の動詞を *think* と見なす」というところを意味

論的に解釈すれば、「I-believe も含めて主節全体が話者の主張したい部分であり、記述的な機能を担うものである」ということになろう。通常、付加疑問文において tag を除く主節は普通の陳述文 (Declarative sentence) と同じ主張力を持つものなのである。すると、例42 において Don't I と答えた36人の回答者は、動詞 believe を「セイウチ」の発した文の finite verb (定動詞) と判断したことになる。Isn't he? と答えた10人は I believe を文の実質的意味に寄与しない modality と考えたのであろう。このことは、統語的にも modality としての性格が明確になる例43, 44の「ワ=」の文 (挿入的な I believe が法副詞 probably などと同じ位置に現われることに注意) において大多数の回答者が Isn't he を選ぶことで明白となろう。

また、46のWの文については、それ自体よい英語の表現とは思われない、と Langendoen は述べているが、わざと *Do he? と回答した informants もWの文そのものが非文法的だと判断したと考えられる。これは次の様に説明されよう。すなわち、前述した様に思考動詞表現が挿入的に用いられるとそれは modal な機能を果たす。ところが、modality というものは、Affirmation (肯定) と Negation (否定) の中間にあって Probability (蓋然性) を推定するものだから一値は 0 と 1 の中間にある一、negative probability というものが存在し得ないのと同じ様に negative な modality というものはないのである。すべて modality は positive な性格を有する。⁽⁷⁾ 46-Wにおける I don't think が異常に感じられるのはそれがマイナスの modality と言ったものを表現している様に聞えるからであろう。

最後に、本節で述べてきたことに関連する二、三の付加疑問文を掲げておこう。

(15) "I don't *suppose* there's anything we want really, is there?"

—A. Christie, *By the Pricking of My Thumbs*

(16) "There's nowhere, I *suppose*, to stay in the village here, is there?"

—*ibid.*

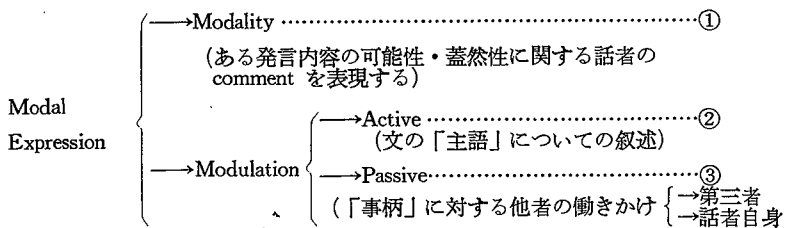
(17) "I mean the Irish enjoy a wake, don't they?" —*ibid.*

以上、思考動詞を例にとって表現的な機能と記述的なそれとを分類してみたが、常に両者を一線で画することができるというわけではない。⁽⁸⁾それは弁別的な binary opposition (二項対立) ではなく、+と-とを両極として持つ磁石のような意識の連続体と言ってよかろう。話者の意図がどこにあるかによって、その数値を示す針は敏感に揺れ動くのである。それだから Langendoen の調査でも informant によって答は異なることになる。ただ我々はこれを慣用のゆれとして片づけてしまわないで、話者の意識のゆれとして捉えたのである。

IV. Modality

第一節の冒頭で Krusinga の modality の定義を示したが、これは英文法史上 modality に対する最も古典的な定義のうちの一つであろう。その後、文法家のみならず論理学者も含めて、諸家がさまざまな意味でその用語を使ってきた。本稿としても最終的には筆者なりの modality の定義を下すことを目的とするのであるが、とりあえず議論を進める準備作業として Modal Expression (法的表現) の見取り図を示したい。

(以下、Halliday(1970)の用語・論述を借用することがある。)



上図を法助動詞を例にとって説明すると、①に当るのが、may「かも知れない」、can「あり得る」、must「違いない」等々であり、②は can「出来る」、will「するつもり」、③は may, can「してもよい」、must「ねばならない」等々があたる。③において、許可を与えたり、義務を押しつけるのは発話者自身でもあり得るまた社会的な authority に拠る場合もある

る。Modality と Modulation は、こと法助動詞に関する限り統語的諸事実によって明確に弁別され、また同じ Modulation の領域内であっても②と③では意味論上重要な差違を呈する(②は単なる記述にすぎないが、③は Performative な機能を担う表現である)。また一方では、①と②、②と③、①と③の間で ambiguities が生じる。例えば、

(18) They could have succeeded if they'd made more efforts.

は、

(18') that they would have succeeded if they'd made more efforts is possible.....①

(18'') if they'd made more efforts they would have been able to succeed.....②

の両義に解釈できる。

このように形態的には数限られているが、各々の意味の間には密接な interrelation が存在し、しかもその言語的機能 (linguistic function) は最も広い意味における situation に応じて万華鏡の如く変化するのが英語の法助動詞である。本論では①に焦点を絞って、法助動詞の modality を考えてみたい。

may は他の多くの法助動詞の場合と同様 Modality と Modulation の両様に機能し、それゆえ context によっては ambiguity が生ずる(「かも知れない」vs. 「してもよい」)。しかし、*may* の後に完了不定詞 (have + p.p) が続く時は Modality の意味に限られる。例えば、

(19) 'Perhaps he is mad,' Pilon suggested. 'Some secret worry *may have turned* his wit.' —Steinbeck, *Tortilla Flat*

(20) The Chilean President *may have gained* some support among his anti-Yankee countrymen. —*Newsweek*, Jan. 31 '72

(19)における話者は (p=) <何か秘密の心配事のために彼の気が触れてしまった>とは断言できないものだから、断言できないものとして自己の Object of Belief である p を聴者に伝えたのである。ところでこの命題 p の伝え方に注目すれば、*may* を上位文 (higher sentence) に上昇させる

ことができる。

- (21) It may be that some secret worry has turned his wit.
- (22) It may be that the Chilean President has gained (gained) some support among his anti-Yankee countrymen.
- (23) It may be that Danny, deep in his soul, was beginning to tire of Sweets' affection and the duty of attendance it demanded.

—Steinbeck, *Tortilla Flat*

このように Modality としての *may* は上昇できるという syntactic-semantic な性質を持つがゆえに、命題内部においていかなる tense, voice が選択されようと、また否定辞が存在しようと、*may* の意味は一定である。

- (24) John may (not) beat Mary.
- (25) Mary may (not) be beaten by John.
- (26) John may (not) have beaten Mary yesterday.
- (27) John may (not) have beaten Mary before she kicked him in the stomach.
- (28) John may (not) be beating Mary now.
- (29) John may (not) have been beating Mary since he married her.

命題 p は、その内部にいかなる観念をも包含し得るが、Modality 自身は常に 'speaker-now' (発話者—現在) に属し、時制を選択できないことは言うまでもなく、否定されることもない。否定された modality というもの (e.g. He cannot be the spy. における *can*) は変質した Modality であって純粹のそれではないと筆者は考えるが、このことはここではこれ以上触れない。

一方、Modulation としての法助動詞は tense, voice, polarity に関して、Modality として機能するそれとは著しく対蹠的な反応を示す。ここではその最も極端な例として、voice に関する助動詞 *will* の特性を垣間見ることにして。

Huddleston は、いわゆる volitional *will* (「意志」を表わす *will*) の場

合 voice の変換による主語の交替に伴いその意志の発現者も交替し、しかもこの現象は動詞 *want* の場合と非常に似かよっていると述べている。⁽⁹⁾

(30) They won't persuade John to go to university. (彼等には John に大学へ行くよう勧める気はない。)

(30') John won't be persuaded to go to university. (John は説得されても大学へ行くとはどうしてもしない。)

(31) They don't want to persuade John to go to university.

(31') John doesn't want to be persuaded to go to university.

「文の主語」の能力を記述する *can* (= 'be able to') も voice に関する上記の反応を示すことがあるとされている。つまり、volition (又は inclination) を意味する *will* と ability を意味する *can* の両者は形態的には完全に助動詞に属するが、意味論的には一般動詞と見なして差し支えないのである。それらが、Modulation の下位 group である Active (既出の見取図を参照されたい) を構成する所以はここにある。Modality の性格を明らかにする上で、Modulation-Passive をも考察することが必須となるが、枚数の制約上それは別の機会に譲りたく思う。今はこれまで論述してきた Modality をさらに追求していこう。

V. Speech Act (発話行為) の観点から捉えた Modality

Searle は、⁽¹⁰⁾ illocutionary act (表現的行為)⁽¹¹⁾ は syntax の面から見ると propositional indicator (命題標識) と illocutionary force indicator (表現力標識) の二要素からなると考え、それを $F(p)$ なる一般式で表わす。例えば、“I promise that I will come.” という発話は “I promise” という表現力標識と “that I will come” の命題標識からなり、 $Pr(p)$ と表わされる。同じ performative な発話である “I promise to come.” も深層構造では “I promise + I will come” と分析される。この Searle の標記法に従えば、

(32) Brutus killed Caesar.

という文は、 $\vdash(p)$ (但し p は命題 \langle Brutus killed Caesar \rangle とする) と

表わせよう。

㉒のような普通の陳述文の場合、伝達されるべき内容 (= 命題) だけが verbalize され、主張力 (表現力の一つ) は implicit に零記号化する。しかしながら話者が現に自分が行なっている発話行為を意識的に強調したい時は、それを explicit にすることができるのである。

- ㉓ Gentlemen, *I tell you* I have never seen healthier children in my life! —Steinbeck, *Tortilla Flat*
- ㉔ Why, *I tell you* I seen that letter. —Faulkner, *Soldier's Pay*.
- ㉕ Merely a temporary condition, though, *I assure you*. —*ibid.*
- ㉖ *I declare*, Robert, I don't understand you sometimes. —*ibid.*
- ㉗ 'Listen,' said George Farr, 'if you don't let her alone, I'll kill you. *I swear* I will.' —*ibid.*

つまり、㉓から㉗までの発話においては、命題がどの様に聴者 (hearer) に受け止められるべきかを示す illocutionary force indicator が顕現化しているのである。表面に現われた動詞がすべて performative verb であることが注目されよう。'I assert that *p*.' 'It is that *p*.' といった発話も |-(*p*) の assertion sign |-(*p*) が verbalize した結果生成されたものである。以上の場合、that 以下の命題は真理値 (Truth-value) として 1 (True) を取るものとして発話されている。

他方、話者 (speaker) がある命題を偽であるときめつけるのが否定 (Negation) である。その時、真理値は 0 (False) とされる。

㉘ Brutus did *not* kill Caesar.

㉘の発話は ~(*p*) (但し、*p* は命題 <Brutus killed Caesar>) と表わされよう。そしてこの Negation (否定) という illocutionary act を explicit にする時、以下のような文形式が得られるのである。

㉙ *I deny* that Brutus killed Caesar.

㉚ *I do not say* that it was not because of the chevrons that she married me. —Steinbeck, *Tortilla Flat*

㉛ *Not* that I'm going to get anywhere, mind you. —John O'hara,

The Horse Knows the Way

(42) *It is not (the case) that Brutus killed Caesar.*

しかし我々人間は常にある Event を真であるとか偽であると決められるわけではない。確言はできなくても確率的発言は可能な場合がある。つまり、0 と 1 の中間の値があるはずである。modality が表現される契機はそこにあるのではないだろうか。すると、第 4 節の(21)~(23)のように *may* が上位文へ上昇している場合は、話者が that 以下の命題の受け取られ方を explicit に表現していることになる。以上を整理すると、affirmation, modality, negation は同一線上に並ぶものであり、

c.f. *It is that Brutus killed Caesar.*

It may be that Brutus killed Caesar.

It is not that Brutus killed Caesar.

modality は affirmation, negation と同様、illocutionary act の一翼を担うものであることがわかる。このことを筆者は Searle の標記法を借りて次の様に定式化したいと思う。

(43) *Moda(p)*

通常の文においては、illocutionary force indicator であるところの assertion sign は零記号化し、negation sign の方は否定辞 *not* 等の形を取って文中に埋め込まれるが、modality も法助動詞となって文中(すなわち、主語の後)に吸収されるのが普通である。そこでは、話者の立場から言えば、命題内容を伝達することが第一義なのだが彼自身としては確言できないものだから一歩後退し modality の形で自己の Belief を伝える。すると聴者は、そのようなものとして話者の Belief を受け止めるのである。

筆者がこれまで取ってきた approach は、同じ speaker-based なものであっても Halliday のそれとはかなり異なり、modality という術語も幾分違った意味で使用しているが、彼の次の言葉は筆者の論点を整理する意味で好適である。⁽¹²⁾

Modality, then, is the speaker's assessment of probability and predictability. It

is external to the content, being a part of the attitude taken up by the speaker: his attitude, in this case, towards his own speech role as 'declarer'. It is thus clearly within the interpersonal component; but at the same time it is oriented towards the ideational, because it is an attitude towards the content that is being expressed.

VI. 結 び

人間の言語は外界（話者の内的世界も含めて）を観念的に切り取るものであるが、その切り取り方や把握のし方には二種類ある。一つは空間的に Thing（もの）として、他方は時間的に Event（こと）としてである。「～が～であること」という Event の持つ絶対的な属性は確率であり、確率が1ならばEは真であり、確率が0ならばEは偽である。⁽¹³⁾しかしながら、神ならぬ人間はいつも事の真偽を定められるわけではない。否むしろ、我々は確率の世界に住んでいると言った方が適切であろう。それゆえ、0と1の中間を表現する modality は人間精神の属性でもあるのである。

本論は最終的には(49)を定立するに至ったが、この定式化は主節 (Main clause) の中で法助動詞が用いられている時のみあてはまるのであって、単なる表象機能しか持たない従節などにおいては法助動詞の機能も変質するものと考えられる。この問題の解明は筆者自身の将来の課題としたいが、ただ現在の予測に少し触れるとその問題は、先に引用した Halliday の 'but at the same time it is oriented towards the ideational' という言に鍵があるのではなからうか。

modality として法助動詞を用いる場合でも、話者は命題を true だと思っていながら、ただ主張力を弱めるために法助動詞を用いることもあるわけで、それと(49)の定式とどう結びつけるかという意味論上の曖昧さも今後の問題として残っている。更に、法助動詞と文修飾副詞 (e.g. *probably*, *perhaps*, *possibly*, etc.) との性格の相違も解明されなくてはならない事項であり、今後一層多角的な接近法が modality の研究にとって要請されているが、いずれも語用的意味論 (Pragmatical Semantics) の問題として極めて重要だと思われる。

注

- (1) 大塚高信編, 新英文法辞典 (三省堂 1970), *Modality* の項参照。
- (2) 比較的最近の主だったものに, Joos(1964), Palmer (1965), Ehrman(1966), Boyd & Thorne(1969), Palacas(1970) 等々がある。
- (3) しかし, Halliday, "Functional Diversity in Language as Seen from a Consideration of Modality and Mood in English" (*Foundations of Language* 6(1970)322—361) は speaker-based な approach を取っている点で注目すべき論文と思われる。
- (4) 「英語青年」1971年10月号, 453. 筆者は以後この二つの用語を操作概念として modality の考察を進めていきたいと思うが, 毛利—Russell とは幾分異なった意味でそれらを援用していることを断っておく。
- (5) Object of Belief, Propositional Attitude 等の術語については, Yoshinobu Mōri, "The Speaker and the Sentence-Subject", *Studies in English Literature* (English Number 1967)参照。
- (6) Langendoen, *Essentials of English Grammar* (Holt, Rinehart and Winston, Inc. 1970)
- (7) Halliday (1970)
- (8) *I thought, I should think. It would seem* 等々の用語も第2節で述べた条件からすると記述用語となるが, 実際上は表現的に機能することがままある。これも, 文の speaker に関する問題であるが, 本稿では扱わない。
- (9) Huddleston, review of 'Madeline Ehrman: *The Meanings of the Modals in Present-day American English*', *Lingua* 23(1969), 165—176.
- (10) Searle, *Speech Acts* (Cambridge University Press 1969)
- (11) Austin の用語。何かを言うことがすなわち何かをすることになる, といった種類の文を発すること。'I name this ship the *Queen Elizabeth*' と発話することが, 命名という行為を行なうことになる。普通の文を発する locutionary act (記述行為) に対する概念。
- (12) Halliday (1970)
- (13) 毛利可信, 「意味論から見た英文法」 (大修館 1972)